別紙条件書

条　　　　　件　　　　　書

　　１　使用場所には本許可書を携行すること。

　　３　使用にあたっては、必要に応じて標識類の設置、防護施設の設置等により交通の危険防止に万全を期すこと。

　　３　通行車両、自転車、歩行者等の交通の安全を十分考慮し、特に歩行者の通行に支障をきたさないように注意すること。

　　４　道路上（歩道を含む）に機器等を放置しないこと。

　　５　当該使用により第三者に損害を与えた場合、あるいは、紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。

　　６　道路及び道路附属物に損傷を与えないこと。万一損傷を与えた場合は、

高知土木事務所道路管理課に連絡し、指示を受け、原形に復旧すること。

　　７　許可内容に変更が生じた場合は、高知土木事務所道路管理課に届け出ること。